

福井県報

第 369 号
令和 7 年
9 月 30 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県行政組織規則等の一部を改正する規則（５１・障がい福祉課）…………… 2
- ※福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（５２・同）…………… 6
- ※福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則および福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（５３・人事課）…………… 6
- ※建設業法施行細則の一部を改正する規則（５４・土木管理課）…………… 8

教育委員会規則

- ※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（１０・教育政策課）…………… 9

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（３１）…………… 11

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（３９０・地域福祉課）…………… 14
- 救急業務に係る医療機関の名称変更（３９１・福井保健所）…………… 15
- 指定公金事務取扱者の指定について（３９２・医薬食品・衛生課）…………… 15
- 保安林の指定の予定（３９３、３９４・森づくり課）…………… 15
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（３９５、３９６・同）…………… 16
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧（３９７、３９８・都市計画課）…………… 16
- ※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示（３９９・障がい福祉課）…………… 17

選挙管理委員会告示

- ※政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示（１１７）…………… 18

教育委員会告示

- 公印の告示（５・教育政策課）…………… 18

公安委員会告示

- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく指定医の指定（９７、９８・生活安全企画課）…………… 18
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律および警備業法の規定による医師の指定（９９・同）…………… 19

訓 令

- ※福井県職員被服等貸与規程等の一部を改正する訓令（１８・障がい福祉課）…………… 20
- ※知事の事務部局等の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令（１９・人事課）…………… 22

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（税務課）…………… 25
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（森づくり課）…………… 27
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（会計課）…………… 28
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（２件・県警会計課）…………… 28

収用委員会公告

- 土地収用法の規定による審理の開始…………… 29
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知…………… 29

規 則

福井県行政組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第 5 1 号

福井県行政組織規則等の一部を改正する規則

(福井県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 福井県行政組織規則(昭和 3 9 年福井県規則第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(健康福祉部各課の分掌事務) 第 1 4 条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 長寿福祉課 (1)～(15) (略) 障がい福祉課 (1)～(9) (略) (10) <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>および子ども療育センターに關すること。 (11) (略) (地域生活支援室) (1)～(4) (略) (略) (出先機関) 第 2 1 条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。 (略) エネルギー環境部に属する出先機関 (1)～(3) (略) 健康福祉部に属する出先機関 (1)・(2) (略) (3) <u>障がい福祉・精神保健相談所</u> (4)～(11) (略) 産業労働部に属する出先機関	(健康福祉部各課の分掌事務) 第 1 4 条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 長寿福祉課 (1)～(15) (略) 障がい福祉課 (1)～(9) (略) (10) <u>総合福祉相談所</u>および子ども療育センターに關すること。 (11) (略) (地域生活支援室) (1)～(4) (略) (略) (出先機関) 第 2 1 条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。 (略) エネルギー環境部に属する出先機関 (1)～(3) (略) 健康福祉部に属する出先機関 (1)・(2) (略) (3) <u>総合福祉相談所</u> (4)～(11) (略) 産業労働部に属する出先機関

(1)～(8) (略)
(略)

第2目 障がい福祉・精神保健相談所

(業務)

第43条 障がい福祉・精神保健相談所は、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者に関する各種相談業務ならびに身体障がい者の更生援護に関する業務を総合的かつ一元的につかさどる。

(名称、位置および所管区域)

第44条 障がい福祉・精神保健相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
福井県障がい福祉・精神保健相談所	福井市	福井県の区域

(分課および分掌事務)

第44条の2 障がい福祉・精神保健相談所に次の課を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(次長等)

第206条 次に掲げる出先機関に次長を、嶺南振興局に副局長を、自治研修所、東京事務所および大阪事務所に副所長を、県立病院に副院長を、生活学習館、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館および武道館に副館長を、消防学校および看護専門学校に副校長を、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に副学院長を置くことがある。

(1)～(8) (略)

(9) 障がい福祉・精神保健相談所

(10)～(27) (略)

2 (略)

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職（以下この節において「局長等」という。）を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組

(1)～(8) (略)
(略)

第2目 総合福祉相談所

(業務)

第43条 総合福祉相談所は、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者に関する各種相談業務ならびに身体障がい者の更生援護に関する業務を総合的かつ一元的につかさどる。

(名称、位置および所管区域)

第44条 総合福祉相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
福井県総合福祉相談所	福井市	福井県の区域

(分課および分掌事務)

第44条の2 総合福祉相談所に次の課を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(次長等)

第206条 次に掲げる出先機関に次長を、嶺南振興局に副局長を、自治研修所、東京事務所および大阪事務所に副所長を、県立病院に副院長を、生活学習館、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館および武道館に副館長を、消防学校および看護専門学校に副校長を、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に副学院長を置くことがある。

(1)～(8) (略)

(9) 総合福祉相談所

(10)～(27) (略)

2 (略)

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職（以下この節において「局長等」という。）を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組

組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
職名	組織	職務	職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
副医長	(略)	(略)	副医長	(略)	(略)
看護師長	県立病院、障がい福祉・精神保健相談所およびこども療育センター	上司の命を受け、看護業務を掌理する。	看護師長	県立病院、総合福祉相談所およびこども療育センター	上司の命を受け、看護業務を掌理する。
総括研究員	(略)	(略)	総括研究員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(福井県事務委任規則の一部改正)

第2条 福井県事務委任規則(昭和44年福井県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第6条関係)嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項		別表第2(第6条関係)嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	
出先機関の長	委任事項	出先機関の長	委任事項
(略)	(略)	(略)	(略)
保健所長	(略)	保健所長	(略)
障がい福祉・精神保健相談所長	1・2 (略)	総合福祉相談所長	1・2 (略)
こども療育センター所長	(略)	こども療育センター所長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(判定依頼書受付簿) 第2条 <u>障がい福祉・精神保健相談所長</u>は、判定依頼書受理簿（様式第1号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。 (相談記録票) 第3条 <u>障がい福祉・精神保健相談所長</u>は、法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務について相談記録票（様式第2号）を作成し、これを保存しておかなければならない。 (補装具処方せん) 第4条 <u>障がい福祉・精神保健相談所長</u>は、法第10条第1項第2号ニに掲げる業務について政令第2条の判定書を交付するときは、補装具処方せん（様式第3号）を添付することができる。	(判定依頼書受理簿) 第2条 <u>総合福祉相談所長</u>は、判定依頼書受理簿（様式第1号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。 (相談記録票) 第3条 <u>総合福祉相談所長</u>は、法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務について相談記録票（様式第2号）を作成し、これを保存しておかなければならない。 (補装具処方せん) 第4条 <u>総合福祉相談所長</u>は、法第10条第1項第2号ニに掲げる業務について政令第2条の判定書を交付するときは、補装具処方せん（様式第3号）を添付することができる。
---	---

様式第7号および様式第8号中「総合福祉相談所長」を「障がい福祉・精神保健相談所長」に改め、「印」を削る。
(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年福井県規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(判定依頼書受付簿) 第2条 <u>障がい福祉・精神保健相談所長</u>（以下「相談所長」という。）は、別記様式第1号の判定依頼書受付簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。	(判定依頼書受付簿) 第2条 <u>総合福祉相談所長</u>（以下「相談所長」という。）は、別記様式第1号の判定依頼書受付簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(福井県財務規則の一部改正)

第5条 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
別表第1（第5条関係） <table border="1"> <tr> <th>組織</th><th>出納員に充てる職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>健康福祉センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>障がい福祉・精神保健相談所</u></td><td>精神保健福祉課長</td></tr> <tr> <td>こども療育センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	組織	出納員に充てる職	(略)	(略)	健康福祉センター	(略)	<u>障がい福祉・精神保健相談所</u>	精神保健福祉課長	こども療育センター	(略)	(略)	(略)	別表第1（第5条関係） <table border="1"> <tr> <th>組織</th><th>出納員に充てる職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>健康福祉センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>総合福祉相談所</u></td><td>精神保健福祉課長</td></tr> <tr> <td>こども療育センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	組織	出納員に充てる職	(略)	(略)	健康福祉センター	(略)	<u>総合福祉相談所</u>	精神保健福祉課長	こども療育センター	(略)	(略)	(略)
組織	出納員に充てる職																								
(略)	(略)																								
健康福祉センター	(略)																								
<u>障がい福祉・精神保健相談所</u>	精神保健福祉課長																								
こども療育センター	(略)																								
(略)	(略)																								
組織	出納員に充てる職																								
(略)	(略)																								
健康福祉センター	(略)																								
<u>総合福祉相談所</u>	精神保健福祉課長																								
こども療育センター	(略)																								
(略)	(略)																								

附 則
この規則は、令和7年11月1日から施行する。

福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第52号

福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第13号）の施行期日は、令和7年11月1日とする。

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則および福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第53号

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則および福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則（昭和31年福井県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の議員に弁償する費用） 第3条 特別職条例第2条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費および包括宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略） （知事等の旅費） 第4条 特別職条例第3条第6項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費、包括宿泊費</u>、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略） （教育委員会の委員等に弁償する費用） 第6条 特別職条例第4条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費および包括宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略）	（議会の議員に弁償する費用） 第3条 特別職条例第2条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および<u>宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略） （知事等の旅費） 第4条 特別職条例第3条第6項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費</u>、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略） （教育委員会の委員等に弁償する費用） 第6条 特別職条例第4条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および<u>宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 （略）

(附属機関の委員等に弁償する費用) 第7条 特別職条例第5条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費および包括宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 (略) (教育長の旅費) 第9条 教育長条例第5条に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費、包括宿泊費</u>、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 (略) 別表第1 (第3条関係) 議員等の費用弁償 <table><tr><th>区分</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>宿泊費</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>包括宿泊費</u></td><td><u>一般職員の例による。</u></td></tr></table> 備考 1・2 (略)	区分	費用弁償の額	(略)	(略)	宿泊費	(略)	<u>包括宿泊費</u>	<u>一般職員の例による。</u>	(附属機関の委員等に弁償する費用) 第7条 特別職条例第5条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および<u>宿泊費</u>とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 (略) (教育長の旅費) 第9条 教育長条例第5条に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、<u>宿泊費</u>、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。 2 (略) 別表第1 (第3条関係) 議員等の費用弁償 <table><tr><th>区分</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>宿泊費</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 1・2 (略)	区分	費用弁償の額	(略)	(略)	宿泊費	(略)
区分	費用弁償の額														
(略)	(略)														
宿泊費	(略)														
<u>包括宿泊費</u>	<u>一般職員の例による。</u>														
区分	費用弁償の額														
(略)	(略)														
宿泊費	(略)														

別表第2を次のように改める。											
別表第2 (第4条、第9条関係)											
知事等および教育長の旅費											
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	<u>包括宿泊費</u>	<u>転居費</u>	着後滞在費	家族移転費
知事	旅客運賃、急行料金、座席指定料金および特別車両料金	旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。） （旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶または2階級に区分する	現に支払った旅客運賃および特別座席料金	一般職員の例による。	一般職員の例による。	一般職員の例による。	附則第3項に規定する職務の区分に応じ、一般職員の例による。	<u>一般職員の例による。</u>	<u>一般職員の例による。</u>	附則第3項に規定する職務の区分に応じ、一般職員の例による。	附則第3項に規定する職務の区分に応じ、一般職員の例による。
副知事											
監査委員			行政職給料表の9級の職務にある一般職員の								

教育 長		船舶を運航 させる航路 による旅行 の場合には 、最上級の 旅客運賃） 、寝台料金 、座席指定 料金および 特別船室料 金	例による。 現に支払っ た旅客運賃 および特別 座席料金								

別表第3に次のように加える。

包括宿泊費	一般職員の例による。
-------	------------

（福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年福井県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（旅費の支給） 第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。	（旅費の支給） 第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、<u>証人等の旅費に関する規則（昭和29年福井県規則第20号）</u>の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

建設業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第54号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和26年福井県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(関係書類の部数) 第1条 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定により、知事の許可を受けようとする者または法第11条(法第17条において準用する場合を含む。)の規定により知事に<u>変更等の届出</u>をする者にあつては<u>関係書類の正本1通および副本2通を、法第12条(法第17条において準用する場合を含む。)</u>の規定により知事に<u>廃業等の届出</u>をする者にあつては<u>届出書の正本1通および副本1通を知事に提出</u>しなければならない。<u>ただし、これらの知事への提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合(同条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定が適用される場合を含む。)</u>については、この限りでない。 (書類の経由) 第2条 前条の規定による<u>関係書類または届出書</u>の提出は、それぞれ所轄土木事務所を経由しなければならない。 (紛争処理の手續に要する費用) 第3条 法第25条の23第2項の規定による費用の予納については、当事者から申立の際当該費用を現金で予納させるものとする。 2 前項に規定する予納金には利息をつけない。 3 第1項に規定する予納金について不足を生じたときは、直ちに不足額を納入させ、余剰を生じたときは、当事者の請求によって還付するものとする。 (証人等の旅費等) 第4条 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第25条第2号に規定する証人等の旅費、日当および宿泊料の額は、<u>福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号)</u>の定めるところによる。 2 令第25条第3号の特別手当の額は、その都度定める。	(関係書類の部数) 第1条 建設業法(昭和24年法律第100号)により、知事の許可を受けようとする者および知事に<u>変更等の届出</u>をする者にあつては<u>関係書類正本1通および副本2通、廃業等の届出</u>をする者にあつては<u>届出書正本1通および副本1通</u>を提出しなければならない。 (書類の経由) 第2条 前条の<u>関係書類</u>の提出は、それぞれ所轄土木事務所を経由しなければならない。 (紛争処理の手續に要する費用) 第3条 建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の21第2項の費用の予納については、当事者から申立の際当該費用を現金で予納させるものとする。 2 前項の予納金には利息をつけない。 3 第1項の予納金について不足を生じたときは、直ちに不足額を納入させ、余剰を生じたときは、当事者の請求によって還付するものとする。 (証人等の旅費等) 第4条 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第25条第2号から第4号までに規定する証人等の旅費、日当および宿泊料の額は、<u>証人等の旅費に関する規則(昭和29年福井県規則第20号)</u>の定めるところによる。 2 令第25条第5号の特別手当の額は、その都度定める。
--	---

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第10号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
福井県教育委員会行政組織規則（昭和４６年福井県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
目次 <u>第１章 総則（第１条―第６条の２）</u> <u>第２章 組織および分掌事務</u> <u>第１節 本庁（第７条―第１２条）</u> <u>第２節 出先機関（第１３条―第１５条）</u> <u>第３節 県立学校（第１６条―第１８条）</u> <u>第４節 県立学校以外の教育機関（第１９条―第２５条）</u> <u>第３章 職員および職制</u> <u>第１節 教育庁（第２６条―第２７条の３）</u> <u>第２節 県立学校（第２８条―第３０条）</u> <u>第３節 県立学校以外の教育機関（第３１条・第３２条）</u> <u>第４章 補則（第３３条）</u> <u>附則</u> （各課および各室の分掌事務） 第８条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>課名および室名</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>教職員課</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td> 1 県立学校（<u>夜間中学を除く。以下この項において同じ。</u>）における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略） </td></tr> <tr> <td>特別支援教育室</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td> 1～23 （略） 24 <u>夜間中学に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> 25 （略） </td></tr> <tr> <td>生涯学習・文化財課</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	課名および室名	分掌事務	（略）	（略）	教職員課	（略）	高校教育課	1 県立学校（ <u>夜間中学を除く。以下この項において同じ。</u> ）における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略）	特別支援教育室	（略）	義務教育課	1～23 （略） 24 <u>夜間中学に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> 25 （略）	生涯学習・文化財課	（略）	（略）	（略）	（各課および各室の分掌事務） 第８条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>課名および室名</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>教職員課</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>高校教育課</td><td> 1 県立学校における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略） </td></tr> <tr> <td>特別支援教育室</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td> 1～23 （略） 24 <u>夜間中学の開設の準備に関すること。</u> 25 （略） </td></tr> <tr> <td>生涯学習・文化財課</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	課名および室名	分掌事務	（略）	（略）	教職員課	（略）	高校教育課	1 県立学校における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略）	特別支援教育室	（略）	義務教育課	1～23 （略） 24 <u>夜間中学の開設の準備に関すること。</u> 25 （略）	生涯学習・文化財課	（略）	（略）	（略）
課名および室名	分掌事務																																
（略）	（略）																																
教職員課	（略）																																
高校教育課	1 県立学校（ <u>夜間中学を除く。以下この項において同じ。</u> ）における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略）																																
特別支援教育室	（略）																																
義務教育課	1～23 （略） 24 <u>夜間中学に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> 25 （略）																																
生涯学習・文化財課	（略）																																
（略）	（略）																																
課名および室名	分掌事務																																
（略）	（略）																																
教職員課	（略）																																
高校教育課	1 県立学校における教育の企画および調整に関すること。 2～24 （略）																																
特別支援教育室	（略）																																
義務教育課	1～23 （略） 24 <u>夜間中学の開設の準備に関すること。</u> 25 （略）																																
生涯学習・文化財課	（略）																																
（略）	（略）																																

別表第１の３の表を次のように改める。

３ 中学校

福井県立高志中学校
福井県立若杉中学校

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第31号

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（旅行命令等の変更等の場合における旅費額） 第6条 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定めるものは、条例第8条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる額とする。 ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額を超えることができない。 (1) （略） (2) <u>宿泊費、包括宿泊費</u>、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費については、第21条、<u>第21条の2</u>、第23条、第25条、第26条第1項および<u>第33条</u>ならびに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額 (3) （略） （条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目および内容） 第11条 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、<u>包括宿泊費</u>、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、船員に係る旅費および渡航雑費とし、これらの内容については、この規則の定めるところによる。 （鉄道賃）	（旅行命令等の変更等の場合における旅費額） 第6条 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定めるものは、条例第8条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる額とする。 ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額を超えることができない。 (1) （略） (2) 宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費については、第21条、<u>第23条第1項</u>および第2項、第25条、第26条第1項ならびに<u>第33条</u>ならびに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額 (3) （略） （条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目および内容） 第11条 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、船員に係る旅費および渡航雑費とし、これらの内容については、この規則の定めるところによる。 （鉄道賃）

第16条 (略)

2 (略)

(宿泊費)

第21条 (略)

(包括宿泊費)

第21条の2 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第16条から第20条までの規定による交通費の額および当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第22条 (略)

2 宿泊手当の額は、条例およびこの規則の規定により支給される宿泊費または包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(転居費)

第23条 転居費は、赴任または長期間の出張に伴う転居に要する費用(第26条第1項第1号または第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定による算定に当たっては、条例およびこの規則の規定により他の

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の急行料金および同項第4号の座席指定料金は、鉄道駅間の距離が50キロメートル以上の場合または鉄道駅間の距離が50キロメートル未満の場合で任命権者が別に定めるときに限り、支給する。

(宿泊費)

第21条 (略)

(宿泊手当)

第22条 (略)

2 宿泊手当の額は、条例およびこの規則の規定により支給される宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(転居費)

第23条 転居費は、赴任または長期間の出張に伴う住所等の移転に要する費用とし、その額は、現に支払った額による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超える場合には、当該各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際任命権者の許可を受け、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条、第26条第1項および別表第1において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、従前の勤務公署から新たな勤務公署までの路程に応じ別表第3に掲げる額

(2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第1号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、それぞれの赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額を合計した額)

種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第26条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) (略)

2 (略)

(船員に係る旅費)

第27条 船員に係る旅費は、漁業取締船、実習船または警備艇に乗船してする旅行(これに準ずる旅行を含む。)について支給する。

2 (略)

(遺族等の旅費)

第29条 条例第3条第2項第2号または第3号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる旅費とする。

(1) (略)

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費および包括宿泊費を除く。)

2 (略)

(旅費の支給額の上限)

第34条 (略)

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および渡航雑費に係る旅費の支給額は、それぞれの種目について、第21条、第21条の2、第23

(4) 次に掲げる旅行のいずれかに該当する場合には、勤務公署と出張地との間の路程に応じ第1号に規定する額の2分の1に相当する額

ア 研修命令が発令されている30日以上研修のための旅行

イ 研修所等に入所するためにする勤務公署から当該研修所等への旅行

ウ 勤務公署に帰任するためにする研修所等から当該勤務公署への旅行

2 前項第3号に該当する場合において、家族を移転した際の別表第3に掲げる額が、職員が赴任した際と同表に掲げる額と異なるときは、同号に規定する額は、家族を移転した際と同表に掲げる額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(家族移転費)

第26条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊手当、宿泊費および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) (略)

2 (略)

(船員に係る旅費)

第27条 船員に係る旅費は、漁業取締船、漁業取締船、実習船または警備艇に乗船してする旅行(これに準ずる旅行を含む。)について支給する。

2 (略)

(遺族等の旅費)

第29条 条例第3条第2項第2号または第3号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる旅費とする。

(1) (略)

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費を除く。)

2 (略)

(旅費の支給額の上限)

第34条 (略)

2 宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および渡航雑費に係る旅費の支給額は、それぞれの種目について、第21条、第23条第1項および第2項、第2

条、第25条、第26条第1項および第33条ならびに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第1（第12条関係）
請求時に添付する資料

区分	添付する資料
1～4（略）	（略）
5（略）	（略）
5の2 包括宿泊費	<u>その支払を証明するに足る資料</u> <u>その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料</u>
6 転居費	<u>その支払を証明するに足る資料</u> <u>転居を証明する資料</u> <u>同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。）</u> 第26条第2項の規定により同居する家族を呼び寄せる期間を延長した場合には、期間を延長したことを証明する資料
7～14（略）	（略）

5条、第26条第1項ならびに第33条ならびに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第1（第12条関係）
請求時に添付する資料

区分	添付する資料
1～4（略）	（略）
5（略）	（略）
6 転居費	<u>職員の住所等を移転したことおよび同居する家族を移転したことを証明する資料</u> <u>これらの移転に伴って現に支払った額を証明するに足る資料</u> 同居する家族を呼び寄せる期間を延長した場合には、期間を延長したことを証明する資料
7～14（略）	（略）

別表第3を削る。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

福井県告示390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R7.9.2	いもと耳鼻咽喉科クリニック	坂井市丸岡町猪爪2丁目207番地の1
R7.8.1	新家歯科医院	あわら市二面1丁目1008番地
R7.9.1	丸岡らいふ薬局	坂井市丸岡町猪爪2丁目208
R7.4.13	訪問看護ステーションくるり	敦賀市木崎8-2-8

福井県告示第391号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関として認定した診療所の名称が変更されたので、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

(1) 変更前 医療法人 宮崎整形外科医院

(2) 変更後 福井はやし整形外科

2 所在地 福井県福井市加茂河原3丁目8-6

3 変更年月日 令和7年8月1日

福井県告示第392号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、医療機関・福祉施設等に対する物価高騰対策支援金支給事務を委託したので、同法第243の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

東武トップツアーズ株式会社福井支店

福井県福井市順化1丁目2-1 福井テラス7階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出

物価高騰対策業務にかかる医療機関・福祉施設等への支援金の支払い

3 地方自治法第243の2第1項の規定による指定をした日

令和7年8月28日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和7年9月1日

福井県告示第393号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり

告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

大飯郡高浜町横津海1字草木原33、34の1から34の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

横津海1字草木原33・34の1から34の3まで（以上4筆について「次の図」に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第394号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

今立郡池田町山田83字南馬谷58の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第395号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市上大納36字三坂谷1の2、1の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第396号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市清滝57字北一ノ谷1・58字北二ノ谷1の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1の2、59字北三ノ谷1の1から1の6まで、60字口ノ谷

1から3まで、61字水坪1、62字荒谷1、63字金神坊1、2、64字奥ノ谷1の1、1の2、65字神戸谷1、66字南一ノ谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、67字南二ノ谷1の1から1の3まで、1の6、68字南三ノ谷1の1から1の3まで、69字北郷坂1の1から1の3まで、70字剣岳1、2、71字長房谷1の1、1の4、1の5、72字長尾1の1、73字北又1の1、74字間元1の1・75字松木谷1の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類
勝山都市計画道路 3・3・5号 東縦貫線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・3・5号東縦貫線に係る土地
追加する部分
勝山市平泉寺町大渡、遅羽町下荒井の各一部
削除する部分
勝山市遅羽町下荒井の一部
- 3 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

- 都市計画の種類
大野都市計画道路 3・3・20号 東縦貫線
- 都市計画を定める土地の区域
3・3・20号東縦貫線に係る土地
追加する部分
大野市南新在家の一部
削除する部分
大野市南新在家の一部
- 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第399号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置（昭和55年福井県告示第300号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
名称 (略)	位置 (略)	名称 (略)	位置 (略)
嶺南振興局若狭健康福祉センター	(略)	嶺南振興局若狭健康福祉センター	(略)
<u>障がい福祉・精神保健相談所</u>	福井市四ツ井2丁目	<u>総合福祉相談所</u>	福井市光陽2丁目
こども療育センター	(略)	こども療育センター	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月30日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成22年福井県選挙管理委員会告示第128号）の一部を次のように改正する。

様式第4号その1中「公職の候補者」を「関係国会議員等」に、「同規則」を「政治資金規正法施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第5号

公印の調整をしたので、福井県教育委員会公印規則（昭和35年福井県教育委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月30日

福井県教育委員会

調整した公印

使用開始年月日 令和7年10月1日

規 格 方2.3センチメートル

印 影 福井県立若杉中学校長印



規 格 方3.0センチメートル

印 影 福井県立若杉中学校長印



規 格 長さ3.7センチメートル

幅1.5センチメートル

印 影 福井県立若杉中学校印



公安委員会告示

福井県公安委員会告示第97号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の規定に基づき、令和7年10月1日から同項の診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和7年9月30日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

氏 名	病 院	所在地
松原六郎	松原病院	福井市文京2丁目9-1
中川博幾	福仁会病院	福井市文京5丁目10-1
堀江 端	三精病院	福井市大島町柳205
武藤 寛	たけとう病院	勝山市野向町聖丸10-21-1
綱澤卓也	みどりヶ丘病院	鯖江市三六町1丁目2-6
多賀谷正順	武生記念病院	越前市小松2丁目7-25
玉井 顯	敦賀温泉病院	敦賀市吉河41-1-5
西尾昌志	猪原病院	敦賀市ひばりヶ丘町249

福井県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、令和7年10月1日から同条の診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和7年9月30日
福井県公安委員会
委員長 禿 了修

氏 名	病 院	所在地
松原六郎	松原病院	福井市文京2丁目9－1
中川博幾	福仁会病院	福井市文京5丁目10－1
堀江 端	三精病院	福井市大島町柳205
武藤 寛	たけとう病院	勝山市野向町聖丸10－21－1
綱澤卓也	みどりヶ丘病院	鯖江市三六町1丁目2－6
多賀谷正順	武生記念病院	越前市小松2丁目7－25
玉井 顯	敦賀温泉病院	敦賀市吉河41－1－5
猪原久貴	猪原病院	敦賀市ひばりヶ丘町249
井上賀晶	猪原病院	敦賀市ひばりヶ丘町249

福井県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2および警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定により、令和7年10月1日から診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和7年9月30日
福井県公安委員会
委員長 禿 了修

氏 名	病 院	所在地
中川博幾	福仁会病院	福井市文京5丁目10－1
堀江 端	三精病院	福井市大島町柳205
多賀谷正順	武生記念病院	越前市小松2丁目7－25
井上賀晶	猪原病院	敦賀市ひばりヶ丘町249

訓 令

福井県訓令第18号

庁中一般
各出先機関
労働委員会事務局

福井県職員被服等貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

(福井県職員被服等貸与規程の一部改正)

第1条 福井県職員被服等貸与規程(昭和46年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
被服貸与者		貸与品名	数量	貸与期間	被服貸与者		貸与品名	数量	貸与期間
所属	職				所属	職			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉センター	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉センター	(略)	(略)	(略)	(略)
障がい福祉・精神保健相談所	理学療法業務に従事する職員	トレーニングウェア上下	1	2	総合福祉相談所	理学療法業務に従事する職員	トレーニングウェア上下	1	2
こども療育センター	(略)	(略)	(略)	(略)	こども療育センター	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(福井県出先機関事務決裁規程の一部改正)

第2条 福井県出先機関事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(代決) 第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。	(代決) 第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

決裁権者の区分	代決をすることができる者		決裁権者の区分	代決をすることができる者	
	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。		決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。
出先機関の長（嶺南振興局、原子力環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究センター、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。）	次長、副所長、副館長、副校長または副学院長（以下「次長等」という。）が置かれている出先機関にあっては次長等（東京事務所にあっては副所長に限る。）、次長等が置かれていない出先機関にあっては庶務を担当する課（室）長（名古屋事務所にあっては所長補佐）、次長等および庶務を担当する課（室）長が置かれていない出先機関にあっては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員	次長等が置かれている出先機関にあっては、庶務に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長（東京事務所にあっては所長代理、大阪事務所にあっては所長補佐、恐竜博物館にあってはサービス推進課長、障がい福祉・精神保健相談所 にあっては精神保健福祉課長、児童・女性相談所 にあっては地域支援課長）、その他の事務については当該事務を所掌する課（室）長（東京事務所にあっては所長代理、大阪事務所にあっては所長補佐）	出先機関の長（嶺南振興局、原子力環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究センター、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。）	次長、副所長、副館長、副校長または副学院長（以下「次長等」という。）が置かれている出先機関にあっては次長等（東京事務所にあっては副所長に限る。）、次長等が置かれていない出先機関にあっては庶務を担当する課（室）長（名古屋事務所にあっては所長補佐）、次長等および庶務を担当する課（室）長が置かれていない出先機関にあっては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員	次長等が置かれている出先機関にあっては、庶務に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長（東京事務所にあっては所長代理、大阪事務所にあっては所長補佐、恐竜博物館にあってはサービス推進課長、総合福祉相談所 にあっては精神保健福祉課長、児童・女性相談所 にあっては地域支援課長）、その他の事務については当該事務を所掌する課（室）長（東京事務所にあっては所長代理、大阪事務所にあっては所長補佐）
嶺南振興局長	（略）	（略）	嶺南振興局長	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（福井県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第3条 福井県職員安全衛生管理規程（昭和51年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第7 安全衛生推進者等を置く機関（第9条の2関係） 安全衛生推進者を置く機関 （略） 衛生推進者を置く機関 （略） 若狭健康福祉センター <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>	別表第7 安全衛生推進者等を置く機関（第9条の2関係） 安全衛生推進者を置く機関 （略） 衛生推進者を置く機関 （略） 若狭健康福祉センター 総合福祉相談所

敦賀児童相談所 (略)	敦賀児童相談所 (略)
附 則 この訓令は、令和7年11月1日から施行する。	
福井県訓令第19号 庁中一般 各出先機関 労働委員会事務局 知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和7年9月30日 福井県知事 杉本 達治 知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令 知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令（平成10年福井県訓令第1号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(旅費の喪失に係る特別の事情) 第3条 (略)	(旅費の喪失に係る特別の事情) 第3条 (略) (急行料金等の支給の特例) 第4条 施行規則第16条第3項に規定する知事が定める場合は、<u>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項第1号に規定する西日本旅客鉄道株式会社</u>が経営する路線のうち、次の各号に掲げる区間の路線により旅行する場合とする。 (1) <u>敦賀駅から米原駅までの区間</u> (2) <u>敦賀駅から福井駅までの区間</u> (3) <u>福井駅から小松駅までの区間</u>
(船員に係る旅費) 第4条 (略) (旅行雑費) 第5条 (略) (旅費の調整) 第6条 旅費の支給額は、条例第8条第1項の規定により、次に規定する基準により調整するものとする。 (1) (略) (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費または包括宿泊費</u>は、支	(船員に係る旅費) 第5条 (略) (旅行雑費) 第6条 (略) (旅費の調整) 第7条 旅費の支給額は、条例第8条第1項の規定により、次に規定する基準により調整するものとする。 (1) (略) (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃<u>または宿泊費</u>は、支給しない。

給しない。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 2 (略) (旅費の特例) 第7条 (略)	(3) 鉄道旅行において用務の性質または緩急の度合いにより急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金は、支給しない。 (4) (略) (5) (略) (6) 赴任または研修命令が発令されている30日以上の研修のための住所等の移転の実際の路程が、従前の勤務公署から新たな勤務公署までまたは勤務公署から研修所等までもしくは当該研修所等から当該勤務公署までの路程に満たない場合には、当該実際の路程により転居費の額を計算する。 (7) (略) (8) (略) 2 (略) (旅費の特例) 第8条 (略)
---	--

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政職給料表	行政職給料表に定める級の職務に相当する職務の級および号給				
	研究職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)	医療職給料表 (3)	福祉職給料表
9級	5級の5号給以上	4級			
8級	5級の4号給以下	3級の5号給以上			
7級		3級の4号給以下	7級	7級	6級
6級	4級 3級の13号給以上	2級の13号給以上	6級	6級	5級
5級	3級の5号給から12号給まで	2級の9号給から12号給まで	5級	5級	4級
4級	3級の4号給以下	2級の8号給以下 1級の25号給以上			

3級	2級の25号給以上	1級の13号給から24号給まで	4級 3級の5号給以上	4級 3級の5号給以上	3級 2級の13号給以上
2級	2級の9号給から24号給まで 1級の45号給以上	1級の12号給以下	3級の4号給以下 2級の9号給以上	3級の4号給以下 2級の29号給以上	2級の12号給以下
1級	2級の8号給以下 1級の44号給以下		2級の8号給以下 1級	2級の28号給以下 1級	1級

別表第2（第2条関係）

行政職給料表	行政職給料表に定める級の職務に相当する職務の級				
	研究職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)	医療職給料表 (3)	福祉職給料表
9級		4級			
8級	5級				
7級		3級	7級	7級	6級
6級	4級		6級	6級	5級
5級	3級		5級	5級	4級
4級		2級			
3級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級
2級	1級		2級	2級	
1級			1級	1級	1級

備考 この表は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）または暫定再任用職員（福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号）附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。）である職員に適用する。

別表第3中「6号給（6号給を超える給料月額を受ける場合を含む。）」を「6号給」に改める。

別表第4中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同表備考4中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称および数量

納税通知書等の作成業務

- (2) 調達物品等

入札説明書および納税通知書等の作成業務仕様書（以下、「入札説明書等」という。）による。

- (3) 契約期間

令和7年11月14日から令和11年2月28日まで（長期継続契約）

この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削減があった場合は、この契約を解除する。

- (4) 履行期間

令和7年11月14日（金）から令和11年2月28日（水）まで

- (5) 納入場所

福井県総務部税務課他

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であ

ること。

(5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(6) 中速プリンタを2台以上確保していること。

(7) 同一封筒に名寄せ封入封緘ができる機械を確保していること（再委託先を含む）。

(8) シーリング加工（圧着）できる機械を確保していること（再委託先を含む）。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 入札説明書等の交付期間は、令和7年9月30日（火）から令和7年10月29日（水）までの土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く8時30分から17時まで（福井県物品等入札情報サービスシステム上での公開の場合は除く。）

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定める様式。）に、必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し、福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年10月1日（水）9時から令和7年10月29日（水）17時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

イ 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

(4) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。なお、電報または電送による入札書の提出は認められない。

(2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法

5(3)と同様とする。

(3) 入札書の提出期間 令和7年11月12日（水）8時30分から令和7年11月13日（木）16時まで (4) 開札日時 令和7年11月14日（金）11時 (5) 開札場所 福井県総務部税務課 7 入札方法 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 8 落札者の決定に関する事項 この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県総務部税務課 税務管理グループ 電話 0776-20-0256 10 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定による。 (4) 契約書作成の要否 要（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む） (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。	なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。 (6) 2に記載する、別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請の受付時期 福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県会計局会計課 総務第三グループ 電話 0776-20-0253 (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。 (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について （福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）に、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。 様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx 提出先（e-mail） zeimuka@pref.fukui.lg.jp ※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html 11 Summary (1) Nature of the Service to be required : Preparation of tax notices and related documents (2) Date, time of Bidding : 11:00 A.M. 14th November 2025 (3) Period of contract : 28th February 2029 (4) Deadline for delivery: 28th February 2029 (5) The place for delivery and Contact for notice : Tax Division, Department of General Affairs, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
--	---

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

上田弥市、熊谷義則、酒井甚太郎、杉田 義雄、多賀外吉、多賀八兵衛、前田重利、前田重左衛門、前田忠、村口祐一郎、山形 勝次郎、山形三蔵、山口浩一郎、山田善博、吉田重信、上田治右エ門、太田利右エ門、岡田弥右エ門、奥村長右エ門、奥村弥左エ門、熊谷元右エ門、加堂利兵衛、酒井甚右エ門、竹内儀左エ門、竹内仁右エ門、竹沢多左エ門、竜田伊右エ門、広川多兵衛、前田重右エ門、前田忠右エ門、三上磯右エ門、三上清右エ門、村口多郎兵衛、安川甚兵衛、山口半助、山下武右エ門、山田善右エ門、山本茂右エ門、吉田卯右エ門、吉田助右エ門、吉田清兵衛、吉田長兵衛、竹沢多右エ門

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年5月13日福井県告示第272号による。

3 掲示場所

福井県庁およびあわら市役所

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称および数量

【嶺北地区 カラー中速機】複写機の借入および保守
カラー複写機（中速機） 4台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県会計局会計課 総務第三グループ
福井県福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

令和7年8月28日

4 落札者の名称および住所

株式会社三笠商会

福井県福井市北四ツ居1丁目1-1

5 落札金額（税抜単価）

カラー 8,000円

モノクロ 1,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和7年7月15日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称

警備艇「わかさ」定期検査に伴う主機関、減速機整備

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県警察本部警務部会計課

福井県福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

令和7年8月20日

4 落札者の名称および所在地

株式会社池貝ディーゼル東京営業所

神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町3-43

5 落札金額

86,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和7年6月24日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称
警備艇「わかさ」定期検査に伴う船体部整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月6日
- 4 落札者の名称および所在地
気比造船株式会社
福井県敦賀市櫛川91-3
- 5 落札金額
35,420,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年6月24日

収用委員会公告

国土交通大臣起業の一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき審理を開始するので、福井県収用委員会運営規則（昭和43年福井県収用委員会規則第1号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

福井県収用委員会

- 1 審理の期日
令和7年10月27日（月）午後1時
- 2 審理の場所
福井県庁 地下1階 正庁
福井県福井市大手3丁目17-1

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき書面は、福井県土木部土木管理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年10月20日をもってその通知があったものとみなされる。

令和7年9月30日

福井県収用委員会

- 1 事件名
一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
- 2 通知すべき書面の名称
令和7年9月19日付け福収第5号「審理の開催について」
- 3 通知を受けるべき者
住所不明
（亡）池田一の相続財産
住所不明
（亡）木下大介の相続財産
住所不明
岩崎末 またはその法定相続人
住所不明
岩崎清治郎 またはその法定相続人

